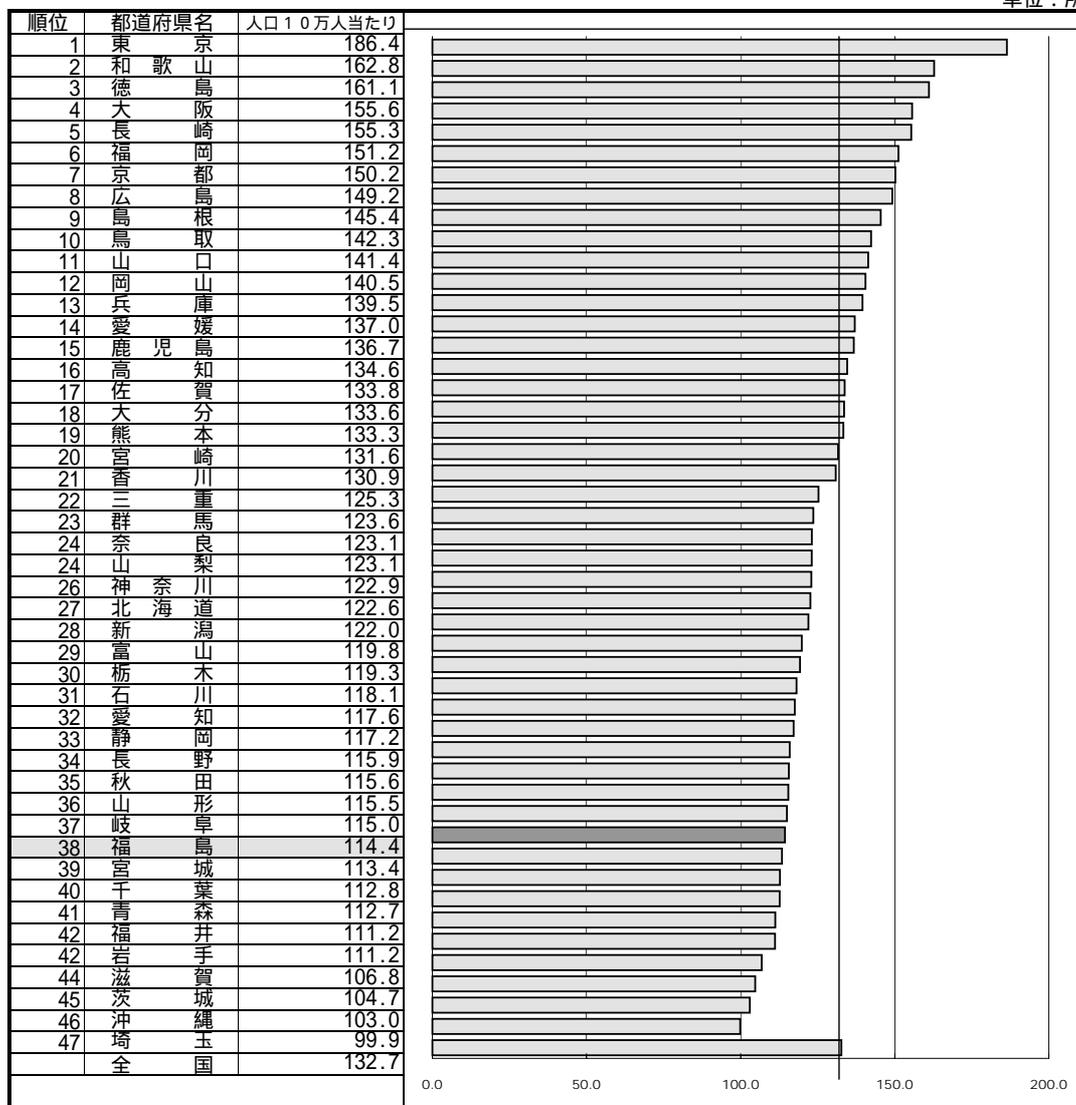


67 医療施設数

単位：所



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

調査時点：平成14年10月1日

調査周期：毎年

算出方法：医療施設数/人口(平成14年10月1日現在推計人口)

参考：医療施設数は病院、一般診療所、歯科診療所数の合計である。

病院...医師や歯科医師が医業や歯科医業を行う場所で、患者20人以上の入院施設を有する。

一般診療所...医師や歯科医師が医業や歯科医業を行う場所(歯科医業のみは除く。)で、患者の

入院施設を有しないもの又は19人以下のもの。

歯科診療所...歯科医師が歯科医業を行う場所で入院施設を有しないもの又は19人以下のもの。